

議事の経過

開議 午前 10 時

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、去る 6 月 12 日、産業厚生委員会におきまして委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

産業厚生委員長、小松進也議員です。

次に、事務局長が、諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数 14 人、欠員 1 人、現在数 13 人、全員出席であります。以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第 1、特別委員会委員補充選任の件を議題といたします。

議会広報特別委員会委員及び議会 ICT 化調査研究特別委員会委員は、定数 7 人のところ、欠員が 1 人生じました。

お諮りいたします。特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議会広報特別委員会委員に尾原進一議員を、議会 ICT 化調査研究特別委員会委員に小松進議員をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員をそれぞれ特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第 2、議案第 43 号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」から議案第 47 号「安芸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」までの 5 件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら 5 件について、常任委員会の審査の報告を求めます。

総務文教委員長 藤田伸也議員。

○藤田伸也総務文教委員長 総務文教委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして本委員会に付託されました議案第 43 号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」ほか 3 件につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る 6 月 11 日、委員 7 名の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第 43 号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものです。所管課からは、①公示送達についてインターネットを用いて不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置などを定義するもの、②個人市民税について前年の総所得金額等から大学生年代の子などを控除する「特定親族特別控除額」等を追加するもの、③市たばこ税について加熱式たばこの

課税標準の特例を新設するものと説明がありました。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第44号「安芸市津波避難場所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、南海トラフ地震等により発生する津波から住民の生命と身体の安全を守るための津波避難施設として、伊尾木津波避難場所を追加するものです。

委員からは「この避難場所にはトイレや水の設備はされているのか」と質問があり、所管課からは「隣接する伊尾木保育所に災害用大規模トイレを設置済みであり、飲料水用ペットボトルを伊尾木保育所の備蓄倉庫に整備している」と答弁がありました。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第45号「安芸市看護師養成奨学金貸付条例」については、安芸広域市町村圏域に必要な看護師の確保及び充実に目的に、県が本市に整備を予定している看護師養成施設の入学者を確保するため、本市に住民票を有する当該養成施設の在学者を対象とした奨学金貸付制度を新たに設けるものです。

所管課からは、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍の期間、安芸広域市町村圏域の指定医療機関等または訪問看護ステーションにおいて看護師として業務に従事することで、奨学金の償還が免除される。また、県の奨学金制度と合わせることで、月額10万6,000円の貸付けが受けられると説明がありました。

委員からは「月額10万6,000円で足りるのか」と質問があり、所管課からは「授業料は金額のうちに収まり、教育充実費なども賄える予定である」と答弁がありました。

別の委員からは「奨学金を入学前に貸付けすることはできないか」と質問があり、所管課からは「在校している生徒に対する奨学金なので、4月以前に手続を進めることは難しい」と答弁がありました。委員からは「令和9年の開校に向けて生徒を集めないといけない。金銭面の心配がなく行けるということを安芸市から発信してほしい」と意見がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第46号「安芸市放課後児童健全育成条例」については、放課後児童健全育成事業の待機児童対策として、安芸第一小学校に新たな施設を開設することに合わせて、学童保育所から放課後児童クラブに名称を改めるなど、現行の安芸市学童保育所条例の全部を改正するものです。

委員からは「安芸は1か所で足りなくなったから2か所になったのか。1か所につき何人と決められているのか」と質問があり、所管課からは「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準があり、面積で概ね1人につき1.65平方メートルという基準が定められている」と答弁がありました。

委員からは、特段の異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長 産業厚生委員長 小松進也議員。

○小松進也産業厚生委員長 産業厚生委員会の審査報告をいたします。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案第47号「安芸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は去る6月12日に委員6人の出席のもとに委員会を開催し、所管課の説明を求め、審査を行いました。

議案第47号「安芸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」については、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、「災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する審議会その他合議制の機関」の設置が努力義務化されたため、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するよう、現行条例を改正するものです。

所管課からは、自然災害により死亡した方や災害関連死と認定された方に支給される災害弔慰金について、災害が発生した場合に、より迅速な調査審議を行うため審査会を設置するものである。

なお、南海トラフ地震等の広域災害発生時においては、高知県内の各市町村が個々に審査会を開催するのではなく、県が支援して「合同開催方式」による審査会を開催する方針としているとの説明がありました。

委員からは別段異議もなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、産業厚生委員会の審査報告を終わります。

○佐藤倫与議長 ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第43号「安芸市市税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第44号「安芸市津波避難場所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第45号「安芸市看護師養成奨学金貸付条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第46号「安芸市放課後児童健全育成条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第47号「安芸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第49号「高機能消防指令システム更新工事請負契約締結の件」から議案第51号「令和7年度安芸市一般会計補正予算（第2号）」までの3件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら3件について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

まず、議案第49号「高機能消防指令システム更新工事請負契約締結の件」につきましては、過日、一般競争入札を行いました同工事につきまして請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、高機能消防指令システム更新工事で、契約の方法は、一般競争入札でございます。契約の金額は、消費税込みで2億900万円、契約の相手方は、香川県高松市一宮町258番地1、株式会社富士通ゼネラル四国支店、支店長 小谷廣和氏でございます。

入札の経緯につきまして御説明申し上げます。議案説明に記載のとおり、令和7年6月10日に一般競争入札を行い、1社が参加し、今申し上げました内容で落札されましたので、契約を締結しようとするものでございます。契約の保証は、損保ジャパン株式会社でございます。

高機能消防指令システムは、119番通報の受付から出動指令までを半自動で行い、ネットワークを通じて119番通報の内容を管理し、対応内容の自動記録や災害現場へのナビゲーションのほか、指令時に操作1回で自動的に指令情報を各装置に送ることが可能で、大規模災害時においても指令を止めない設計となっております。

平成25年3月から運用しております現在のシステムは、導入から12年が経過し、老朽化による故障が増加しているほか、今後、修理部品等の供給が停止されることも懸念されるため、更新